

徳島市人事行政の運営等の状況について

徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年徳島市条例第19号）第6条の規定に基づき、令和3年度における徳島市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和5年2月15日

徳島市長 内藤 佐和子

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和3年度実施職員採用試験による採用の状況

【単位：人】

試験区分		採用者数	試験区分		採用者数
上級	行政事務	19	初級	消防吏員	5
	土木	1	行政事務（社会福祉士）		3
	機械	3	行政事務（心理職）		1
	電気	1	保育士		4
	化学	2	保健師		3
	行政事務（職務経験者）	8	文化財		2
	行政事務（職務経験者(DX)）	1	看護師		8
	消防吏員	2	助産師		1
初級	行政事務 A	2	理学療法士		1
	行政事務 B（障害者対象）	3	管理栄養士		1
計					71

(2) 再任用職員の採用等の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進のため定年退職者などから、あらためて採用される職員であり、令和3年度における再任用職員の採用等の状況は、次のとおりです。

【単位：人】

区 分	新規採用	任期更新	合計
常時勤務職員（根拠法令：地方公務員法第28条の4）	0	0	0
短時間勤務職員（根拠法令：地方公務員法第28条の5）	38	108	146

(3) 職員の退職の状況

令和3年度における職員の退職状況は、次のとおりです。

【単位：人】

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
退職者数	49	25	18	4	96

(注) 1 退職者数には、再任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員などは除いています。

2 その他には、死亡などによる退職を計上しています。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

【単位：人、各年4月1日現在】

区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和3年	令和4年			
一般行政部門	議会	15	15	0	
	総務	297	300	3	業務体制の見直しによる増員など
	税務	98	96	▲2	業務体制の見直しによる減員など
	民生	409	416	7	認定こども園の新設による増員など
	衛生	255	253	▲2	組織改正に伴う減員など
	労働	0	0	0	
	農林水産	47	46	▲1	欠員不補充による減員
	商工	25	27	2	欠員補充による増員など
	土木	146	145	▲1	業務体制の見直しによる減員など
	小計	1,292	1,298	6	
特別行政部門	教育	422	404	▲18	業務体制の見直しによる減員など
	消防	251	251	0	
	小計	673	655	▲18	
公営企業等会計部門	病院	443	441	▲2	診療部の体制見直しによる減員
	水道	127	123	▲4	欠員不補充による減員
	下水道	78	80	2	欠員補充による増員
	交通	47	45	▲2	欠員不補充による減員
	その他	88	86	▲2	欠員不補充による減員
	小計	783	775	▲8	
合計	2,748	2,728	▲20		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、臨時的任用職員などを含み、非常勤職員（会計年度任用職員など）を除いています。

(参考) 会計年度任用職員（フルタイム）の職員数 令和3年4月1日 625人
令和4年4月1日 626人

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮した能力や業績について、人事評価を行い、評価結果を人事異動などに活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費 20,505,435千円 (全歳出の18.3%)

令和3年度普通会計決算歳出額 111,981,451千円

(注) 人件費とは、特別職の給与、各種委員報酬、職員給与、退職手当、社会保険料等共済費などをいいます。

(2) 職員給与費の状況

令和3年度普通会計決算職員給与費（フルタイム会計年度任用職員を除く。）

12,932,883千円

給料 7,954,451千円(61.5%)	期末・勤勉手当 3,256,357千円 (25.2%)	職員手当 1,722,075千円 (13.3%)
--------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

令和3年度普通会計決算職員給与費（フルタイム会計年度任用職員）

1,335,489千円

給料 1,004,774千円(75.2%)	期末手当 206,333千円 (15.5%)	職員手当 124,382千円 (9.3%)
--------------------------	------------------------------	-----------------------------

(注) 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当などをいいます。

(3) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額状況

令和4年4月1日現在（単位：円）

区分	国		徳島市		
	初任給	初任給	経験年数		
			10年	15年	20年
一般行政職（大学卒）	182,200	182,200	256,300	306,650	360,106
技能職（高校卒）	147,900	147,900	—	—	316,344
高等学校教育職（大学卒）	—	204,000	312,921	352,196	398,060
幼稚園教育職（大学卒）	—	204,000	—	335,682	372,404

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

令和4年4月1日現在

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	323,450 円	42.05 歳
技能職	366,878 円	52.08 歳
高等学校教育職	388,234 円	44.02 歳
幼稚園教育職	369,604 円	44.01 歳

(5) 職員手当の状況

令和4年4月1日現在

区分	令和3年度支給割合		
期末手当 勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.275 月分	0.95 月分
	12月期	1.275 月分	0.95 月分
	計	2.55 月分	1.90 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		
退職手当	勤続年数	自己都合	定年・勸奨
	20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	35年	39.7575 月分	47.709 月分
	令和3年度退職者平均支給額	7,393 千円	21,072 千円
	最高限度額 47.709 月分		
区分	支給額		
扶養手当	扶養親族	配偶者・父母等	部長級の職員 3,500 円 上記以外の職員 6,500 円
		子	10,000 円
	16~22 歳の子の加算		5,000 円
	住居手当	○借家など 家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給 ○持ち家 支給なし	
通勤手当	○バスなどの利用者 運賃額に応じて月額 55,000 円を限度に 6 箇月定期券の価額を一括支給 ○自家用車などの利用者 距離に応じて 5,000 円~23,900 円を支給		

(6) 特別職の給料月額などの状況

令和4年4月1日現在

市長	1,118,000 円	議長	714,000 円
第一副市長	896,000 円	副議長	647,000 円
第二副市長	844,000 円	議員	606,000 円

- (注) 1 市長及び副市長の期末手当は年間 3.25 月分です。
2 議長、副議長及び議員の期末手当は年間 3.2 月分です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 00 分
休憩時間	午後 0 時～午後 0 時 45 分
週休日	日曜日、土曜日
1 週間当たりの勤務時間	38 時間 45 分

(注) 職場などにより、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区 分	休暇期間
年次休暇	1 暦年について 20 日（前年に残日数がある場合は、翌年に限り 20 日を限度として翌年に繰越）
婚姻の場合	7 日以内
出産の場合	医師又は助産師の証明に基づく出産の予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内において女性職員が申し出た期間及び産後 8 週間
育児参加	配偶者の産前産後の期間中に、出産に係る子ども又は小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育する場合で、当該期間に 5 日以内
忌引	職員の親族などが死亡した場合、続柄や生計関係により 1 日～7 日以内

(注) 会計年度任用職員については、休暇期間が異なる場合があります。

(3) 年次休暇の取得状況

区 分	令和2年	令和3年
年次休暇取得日数	13.1 日	13.8 日

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の概要

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子どもを養育するために、当該子どもが3歳に達する日までの間で、必要とする期間を休業することです。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育するために、当該子どもが小学校就学の始期に達するまでの間で、必要とする期間に係る1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で休業することです。

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育するために、当該子どもが小学校就学の始期に達するまでの間で、必要とする期間に、下記の勤務形態から希望する日及び時間帯に勤務することができる制度です。

- ① 月～金曜日の1日3時間55分勤務（週19時間35分勤務）
- ② 月～金曜日の1日4時間55分勤務（週24時間35分勤務）
- ③ 月～金曜日のうち3日勤務で1日7時間45分（週23時間15分勤務）
- ④ 月～金曜日のうち2日は1日7時間45分、1日は3時間55分勤務（週19時間25分勤務）

(2) 育児休業等の取得状況

【単位：人】

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	令和2年度以前から引き続き取得している者			令和3年度に新たに取得している者		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性	48	0	0	0	9	0	0
女性	52	75	31	0	52	45	0
合計	100	75	31	0	61	45	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和3年度において分限処分した処分者数は、66人（休職）です。

(2) 懲戒処分の状況

令和3年度において懲戒処分した処分者数は、2人（停職1人、戒告1人）です。

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例などにより、厚生に関する計画の実施に参加する場合など、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(2) 営利企業等従事の許可状況

職員（会計年度任用職員（パートタイム）を除く。）は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社などの役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することはできません。

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職情報の届け出

管理職職員（課長級以上）であった者は、本市を離職後2年間のうちに民間企業等に再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしています。

(2) 令和3年度に離職した管理職職員の再就職の状況

退職者数 (課長級以上)	左のうち再就職者数	
	再任用職員	民間企業等
33人	10人	18人

9 職員の研修の状況

(1) 令和3年度職員研修実績

【単位：人】

区分	受講者数	研修内容など
基本研修	835	新規採用職員研修、課長研修など
専門研修	1,544	実務実践力強化合同研修、人権問題研修など
派遣研修	156	徳島県自治研修センターなど

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

福利厚生制度は、条例で徳島市職員互助会を設置し、給付やレクリエーション事業などを実施しています。費用は、職員の会費と市からの交付金で賄われています。

市交付金（全会計）

令和3年度決算額	18,093,719円	会員数 2,737人
令和4年度予算額	19,088,853円	(令和4年4月1日現在)

職員の年金や病気に対する給付などの共済制度は、地方公務員等共済組合法などにより行っています。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法により、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害で生じた補償などの事業を行うものです。

公務災害	21件	通勤災害	8件
------	-----	------	----

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるよう要求することができます。

また、当該要求があったとき、公平委員会は、審査等を行い、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する任命権者に対し必要な勧告をしなければならないこととなっています。令和3年度における措置要求は0件でした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して審査請求をすることができます。

また、当該審査請求を受理したとき、公平委員会は、その事案の審査を行い、その処分の承認、修正又は取消しを行い、必要があるときは、任命権者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととなっています。令和3年度における審査請求は1件でした。